

後期高齢者医療制度 加入者の皆様へお知らせです

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者で障害のある方を対象とした医療保険制度です。
今回は、後期高齢者医療制度の保険料についての内容と8月から使用する保険証の送付についてお知らせします。

後期高齢者医療保険料の内訳

平成22年中の所得に応じて確定した保険料をお知らせする通知書が、平成23年7月中旬頃、皆様に送付されます。

均等割額と所得割額

均等割額	38,925円
所得割額	7.18%

保険料の内訳

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \quad (\text{所得} \times \text{所得率})$$

- ▼均等割額とは
県内の加入者全員に等しく納めていただく金額
- ▼所得割額とは
加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

○均等割額の軽減割合

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,838円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,892円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,462円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数	2割	31,140円
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,892円

○所得割額の軽減割合

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

均等割額・所得割額の軽減

【均等割額の軽減】
所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成22年度と同じ割合で継続されます。
【所得割額の軽減】
所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成22年度と同じ割合で継続されます。



保険料の納め方

保険料の納付は、原則として、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により窓口納付や口座振替(普通徴収)により、納付していただくこととなります。

- ▽特別徴収(年金からの天引き)
対象となる方
年金の受給額が18万円以上の方(後期高齢者医療保険料額と介護保険料との合計が、年金受給額の2分の1を超える場合を除く)
- ・納め方
年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。
- ▽普通徴収(窓口納付・口座振替)
対象となる方
一、年金の受給額が18万円以下の方
二、介護保険料が年金から天引きされていない方
三、年金の受給額が18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっておりますが、お問い合わせ先の窓口へ申請すること、口座振替に変更することができません。詳しくはお問い合わせ先にご相談下さい。

保険証が新しくなります

今までお使いいただいていた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に、加入者の皆様全員に送付されます。申請の手続きは必要ありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。また、後期高齢者医療保険料を滞納している方は納税相談の上、窓口交付となります。

《今までお使いの保険証》

(有効期限)
平成23年7月31日まで
※8月1日以降は、使用できません



《新しい保険証》

(有効期限1年間)
平成23年8月1日から
平成24年7月31日まで
※7月下旬にご自宅へ送付されます

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成22年中の所得で、世帯全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1ヶ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月

保険証の詐欺に注意

1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、新しい証をご使用ください。
なお、平成22年中の所得で、世帯全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については、交付されません。交付を受けたい方は、市役所市民課、又は各総合窓口センターで、申請してくださいようお願いいたします。

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。手口は「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。
○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。
○もし、不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡下さい。

福祉医療受給者証が更新になります

現在お持ちの受給者証で有効期限が
平成23年7月31日の方は使用できなくなります!!

更新が必要な方には、7月末までに新しい受給者証(有効期限：平成24年7月31日)を世帯ごとにお送りしますので、枚数と内容をご確認のうえご利用ください。

古い受給者証は有効期限(平成23年7月31日)が過ぎましたら必ず破棄して下さるようお願いいたします。

なお、市で所得確認ができない場合(1月1日以後の転入、未申告等)は、市民課及び各総合窓口センターへ所得証明を提出してください。対象の方には別途通知書を送付いたします。

※加入されている健康保険(社保、共済、国保など)が変更になった時は、市民課及び各総合窓口センターでの手続きが必要となります。

◆お問い合わせ 市民課国保年金班 ☎62-1118